

仕事と生活の調和実現に向けた取組





企業や働く者の取組

日本経済団体連合会における取組

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する提言の策定、調査の実施
- (2)講演会等における周知・広報
- (3)パンフレット作成等による周知・広報
- (4)国のワーク・ライフ・バランス推進活動への協力
- (5)都道府県経営者協会の取組

(1)ワーク・ライフ・バランスに関する提 言の策定、調査の実施

ワーク・ライフ・バランスに関して、以下の提 言や調査を行いました。

・「豊かで活力ある国民生活を目指して~経団連 成長戦略 2010 ~ 」の発表。

(平成22年4月)

政府が掲げる経済成長を達成するために必要 な諸施策を取りまとめ、その中でワーク・ライ フ・バランスの方向性や実現に向けた規制緩和 を提言。



#細は・・・・ http://www.keidanren.or.jp/japanese/ policy/2010/028/index.html

・「2010年人事・労務に関するトップ・マネジメ ント調査結果」の公表。

(平成22年9月)

ワーク・ライフ・バランスを実現するために、 現在実施中、および新たに導入を検討している 施策やワーク・ライフ・バランスに関する諸施 策が社内で広く導入・活用されていく上での阻 害要因などについて調査を実施。



詳細は http://www.keidanren.or.jp/japanese/ policy/2010/086.pdf

・「課題解決型の福利厚生の実現に向けて」の公 表

(平成22年10月)

福利厚生の観点から企業が取り組むべき両立 支援策のあり方について提言



詳細は・・・・ http://www.keidanren.or.jp/japanese/ policy/2010/092/index.html

(2)講演会等における周知・広報

ワーク・ライフ・バランスについて周知・広報 を図るため、以下のとおり、日本経団連の会合や 講演会等において周知・広報を行いました。

- ・全国の経営者協会等で、春季労使協議に臨む経 営側スタンスに関する講演会の中で、仕事と生 活の調和推進の必要性、推進に向けた取組の方 向性について、周知・説明。
 - (平成22年度実施分は延べ70回程度)
- ・経団連労働法フォーラムにおいて、改正育児・ 介護休業法の施行直前セミナーを開催。 (平成22年6月)

(3)パンフレット作成等による周知・広報

ワーク・ライフ・バランスについて周知・広報 を図るため、以下のとおり、冊子への記載や書籍 の発行等による周知・広報を行いました。

- ・「経営労働政策委員会報告 2005 年版」(平成 16 年12月)から「仕事と生活の調和」の必要性を 訴え、2007年版(平成18年12月)からは特に その重要性を強調。2011年版(23年1月)で も引き続き、「仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)の推進」と題して、効率的、柔 軟な働き方の推進に向けた考え方を提示。
- ・日本経団連が出版する機関誌において、「子育て に優しい社会づくり~ワーク・ライフ・バラン スの一層の推進を~」と題する特集を組み、子 育て支援に関する座談会の模様や各企業のワー ク・ライフ・バランスへの取組について掲載。 (平成22年5月)

- ・「春季労使交渉・労使協議の手引き」に仕事と 生活の調和の必要性、推進に向けた取組の方向 性、具体的な取組事例等を掲載。
- ・「『家族の日』・『家族の週間』にちなんだ各社の取り組み」において、会員企業 58 社のワーク・ライフ・バランスに対する取組を紹介。 (平成 22 年 11 月)

(4)国のワーク・ライフ・バランス推進活動への協力

ワーク・ライフ・バランス推進についての国の 取組に対して、以下のとおり、協力しました。

・全会員企業・団体に対し、「『家族の日』・『家 族の週間』における国民運動への協力のお願い」 を会長名で実施。

(平成22年9月)

・ワーク・ライフ・バランス憲章・行動指針の新たな合意内容、内閣府「カエル!ジャパン」キャンペーンや企業参画型子育て支援事業等の周知・広報協力(パンフレット配布や東京経営者協会の会員企業に対するメルマガの配信等)。

(5)都道府県経営者協会の取組

各都道府県経営者協会で、仕事と生活の調和推 進に向けた取組を実施しています。

下記にいくつかの事例を紹介します。

東京経営者協会

- ・「改正育児・介護休業法」の解説セミナーを開催(平成22年4月)するとともに、改正法の内容を会報誌で会員に情報提供。
- ・東京都と共催で働き方の多様化をテーマとした シンポジウム「働き方の多様化で企業力アッ プ!」開催。

(平成22年10月)

・従業員規模 300 人以下の企業を中心に「次世代法・一般事業主行動計画策定」のポイントを紹介するセミナーを開催。

(平成22年11月)

富山県経営者協会

- ・県ならびに労働局との連携にて、一般事業主行動計画書作成の説明会、作成指導会を開催。 (平成23年3月)
- ・県商工労働部との共催により子育て支援に関する講演会を開催。

(平成23年7月)

福井県経営者協会

- ・カエル!ジャパンの広報を当協会機関紙にスペースをとり実施。
- ・労働局からの「労働時間適正化に関する要請」 を受け、当協会機関紙で広報するとともに、チ ラシ「一休さんになろう」を機関紙に折込んで 広報。
- ・均等・両立推進企業表彰への応募について機関 紙で広報。

三重県経営者協会

・みえ雇用創出会議(三重経協・連合三重・三重県)として、ワーク・ライフ・バランスセミナーを県内3か所で開催。 (平成23年2、3月)

島根県経営者協会

- ・経営トップによるワーク・ライフ・バランスに 関する講演会を連合島根と共同により開催。演 題「明るく・楽しく・元気よく」
- ・経営トップセミナーを開催し、次世代育成支援 を積極的に行っている企業を紹介。
- ・国から一般事業主行動計画策定等支援事業を受託し、コーディネーターの配置やパンフレット・好事例集の配布による支援を実施。

愛媛県経営者協会

- ・機関誌によるワーク・ライフ・バランスの周 知・広報
- (平成22年7月、9月、平成23年1月)
- ・改正労基法、改正育介法セミナーの開催 (平成22年7月)

高知県経営者協会

・一般事業主行動計画策定および届け出の義務対象企業に対し、取組事例の紹介や計画策定方法等の支援のため、企業訪問と個別相談会を実施。また、取組企業のインタビューを収録した DVD を作成し、情報提供した。

(平成23年3月)

福岡県経営者協会

- ・一斉ボランティア実行デー「勤マルの日」を実施し、勤労者が気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりを行った。 (平成 22 年 11 月)
- * 上記の他、各都道府県協会が主体となって、ワーク・ライフ・バランスや改正育児・介護休業 法等に関するセミナーや講演会を数多く開催しました。

日本商工会議所における取組

- (1)意見・要望活動
- (2)調査・研究、普及・PR活動
- (3)次世代育成支援対策推進センターとしての活動
- (4)優良事業所の認定
- (5)出会いの場創出事業の実施

(1)意見・要望活動

ワーク・ライフ・バランスや子ども・子育て施 策に関して、以下の提言・要望活動を行いました (は東京商工会議所の意見・要望)。 平成22年度

「『ファミリー・ポリシー』の視点に立った少子 化対策の推進に関する要望」

(平成22年5月)

少子化対策に係る予算の拡充や待機児童の解消 に向けた保育所整備を求めるとともに、一般事 業主行動計画の作成に対する支援強化など、ワ ーク・ライフ・バランスの推進のための中小企 業支援策等について要望。

「子ども・子育て新システム構築に向けた要望」 (平成22年6月)

「子ども・子育て新システム検討会議」において、政府が新たな子育て支援の制度設計の検討を進めることを受け、子ども・子育て支援施策の公費による対応、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分し、効率的かつ効果的に施策を推進すること等を要望。

「中小企業施策に関する重点要望」

(平成22年7月)

一般事業主行動計画の提出義務が一定規模の中 小企業に拡大されることを受け、作成支援のた めのアドバイザーの派遣や両立支援レベルアッ プ助成金の増額、ワーク・ライフ・バランスに 取り組む企業を支援するインセンティブの導入 等を要望。

平成 23 年度 6 月まで

「東京都の中小企業対策に関する重点要望」 (平成23年6月)

中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの 促進に向け、東京都中小企業両立支援推進助成 金の拡充や融資制度での優遇措置などインセンティブの導入等を要望。



http://www.jcci.or.jp/recommend/ http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/teigen/ teigen.html

(2)調査・研究、普及・ PR 活動

東京商工会議所において、「少子高齢化問題委員会」(平成22年10月まで)および「人口政策委員会」(平成22年11月から)を開催し、ワーク・ライフ・バランスなど少子化対策について議論しました。

日本商工会議所は、平成 22 年 8 月から 9 月にかけて、全国 515 商工会議所を対象に、「商工会議所婚活事業実施状況調査」を実施。少子化対策、地域活性化等の観点から、出会いの場創出事業(独身者交流会等、いわゆる「婚活」事業)を実施する商工会議所の取り組み(21 年度の実施状況および 22 年度の実施予定など)を調査しました。

東京商工会議所各支部で、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催しました。

- ・中央支部【平成22年5月、10月】
- ・新宿支部【平成22年6月】
- ・文京支部【平成23年1月】
- ・品川支部【平成22年8月、23年3月】
- ・練馬支部【平成22年5月】
- ・墨田支部【平成23年2月】

日本商工会議所ホームページ上に「少子化対策情報」を開設し、少子化対策やワーク・ライフ・バランスに関する情報発信、および、各地商工会議所が実施する出会いの場創出事業の PR活動を行いました。

詳細は…

詳細は・・・・ http://www.jcci.or.jp/region/shoushika/

東京商工会議所において、企業にコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの現状把握、問題点の洗い出し、改善に取り組みました。これらの事例をもとに、パンフレット「中小企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取り組み~まずははじめの一歩から~」を作成し、ワーク・ライフ・バランス経営実践ツールとして、中小企業に配布しました。

厚生労働省「イクメンプロジェクト」のイクメンサポーター登録を行い、プロジェクトの PR 活動や推進に協力しました。

(3)次世代育成支援対策推進センターとしての活動

全国で7商工会議所(仙台、東京、亀山、福山、 呉、徳島、高知)および2商工会議所連合会(埼 玉県連、宮崎県連)が次世代育成支援対策推進セ ンターとして厚生労働大臣の指定を受け、相談受 付、情報提供などの活動を実施しています。

(4)優良事業所の認定

船橋商工会議所(千葉県)において、子育て支援優良事業所の認定事業を実施しています。平成22年度は3社を認定しました。

(5)出会いの場創出事業の実施

平成21年度に会いの場創出事業を実施した商工会議所は51カ所、実施回数は延べ76回、参加者数は、男性2621人(1回平均34人)女性2538人(1回平均33人)で、19、20年に続き、増加しています。また、平成22年度は、76カ所、開催回数は延べ105回に上っています(平成22年9月時点。実施予定を含む)。こうした活動により、カップルの成立だけでなく、実際に結婚につながったケースも多数ありました。

(実施例)

長野商工会議所(長野県)では、「会員事業所等から登録を募り、登録事業所に勤務する未婚者を対象とした婚活イベントやパーティー、結婚に向けた支援(カウンセリングやセミナーの開催など)を行う「マリッジサポートセンター」を開設しています。

岡山商工会議所(岡山県)では、平成17年より、毎年、婚活イベント「Hey! Say! Cafe!」を開催しています。過去に開催した事業では、男女の参加者数の合計が1000人弱に上るなど、大規模に実施されています。

全国中小企業団体中央会(全国中央会)における取組み

- (1)全国中央会の諸会議・研修会等における周知・啓発
- (2) 国等のワーク・ライフ・バランス推進活動への協力等
- (3)相談窓口の設置
- (4)政策提言の実施
- (5) 都道府県中央会の取組み

(1)全国中央会の諸会議・研修会等における周知・啓発

全国中央会の諸会議・研修会等において、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等をはじめ、ワーク・ライフ・バランスに関する制度の周知を行いました。その際、平成22年3月に作成した「中小企業のための一般事業主行動計画策定・認定取得マニュアル」、「コンサルティング業務従事者向けテキスト」を活用しました。

また、平成23年1月27日、中小企業団体等の支援・指導を行う都道府県中央会指導員を対象に、「中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマとした講習会を開催しました。

平成 23 年度は、10 月 13 日に、「次世代育成支援について~企業における両立支援~」をテーマに講習会を開催しました。

(2)国等のワーク・ライフ・バランス推進 活動への協力等

国等のワーク・ライフ・バランスに関する取組 みについて、会員の中小企業団体等に対し、文書 及び全国中央会の機関誌等により周知・協力要請 を行いました。

(3)相談窓口の設置

全国中央会は、厚生労働大臣の指定を受けて、「次世代育成支援対策推進センター」として、企業の一般事業主行動計画策定・届出への取組み支援の活動を行っています。

電話・窓口相談の実施

企業等からの相談・問い合わせに対し、関連 法や制度概要の説明、アドバイス等を行いました。

巡回指導の実施

会員の中小企業団体等への巡回指導を実施し、 法制度の説明とともに、一般事業主行動計画の 策定・届出対象である傘下の中小企業への周 知・啓発を行いました。

(4)政策提言の実施

平成22年11月18日、第62回中小企業団体全国大会を奈良県で開催、全国より約2,000名の中小企業団体の代表が参集し、大会決議を採択しました。その決議の中で、中小企業のワーク・ライフ・バランス推進を盛り込み、後日、実現に向けて、政府及び関係省庁へ要望を行いました。

(5)都道府県中央会の取組み

「次世代育成支援対策推進センター」の運営 全国中央会と同様に、38の都道府県中央会が 「次世代育成支援対策推進センター」として、地 域の中小企業を中心に、一般事業主行動計画の 策定・実施のための支援を行っています。(全国 のセンターの4割が中央会です。)

主な活動

相談窓口の設置

企業訪問等による事業者相談への対応 講習会・セミナーの開催による周知・啓発、 パンフレット等(総計約20,000部)の配布に よる広報

労働局委託事業による取組み

11 県中央会が労働局より委託を受けて、「一般事業主行動計画策定等支援事業」を実施しました。

主な事業内容

講習会・セミナーの開催 相談・対応アドバイスの実施 管内の好事例集の作成及び配布による周知 メディアを活用した PR (テレビ(大分県) 新聞(山梨県)) 県内対象企業に対する行動計画策定・実施状 況及び認定取得の意向調査(静岡県) 等

都道府県補助事業等を通じた取組み

10 県中央会が、各県より委託又は補助を受けて、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を実施しました。

主な事業内容

県独自の認定制度による登録証の交付や認定 企業 PR (鳥取県、岡山県、香川県、大分県) 大学との連携によるモデル事業

従業員 100 人以下のモデル企業に対し支援 を実施(長崎県) 等

その他

上記 ~ 以外に、国等のワーク・ライフ・ バランス推進活動の周知啓発を行いました。

また、県が独自に行うワーク・ライフ・バランスに関する取組みへの参画も行いました(「ながの子ども・子育て応援県民会議」長野県)。

日本労働組合総連合会における取組

(1)連合「2011年度活動計画」における取組

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた年間総労働時間の縮減

(2)2011春季生活闘争における取組

総実労働時間短縮の取組

両立支援の促進

(3)『「働くことを軸とする安心社会」に向けて』での取組

「働くことを軸とする安心社会」に向けて

(4)2012~2013年度「政策・制度要求と提言」での取組

労働時間短縮やワーク・ライフ・バランス確保に向けた施策の推進

(1)連合「2011年度活動計画」における 取組

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた年間総 労働時間の縮減

連合は、2007年6月に決定した「連合中期時 短方針」の最低到達目標の達成状況を踏まえた 運動を継続して行いました。最低到達目標は、 2009 年度末までに、年間所定労働時間 2000 時 間を上回る組合をなくす、時間外労働等の割増 率が法定割増率と同水準にとどまる組合をなく すなどを定めています。

また、「仕事と生活が両立しうる働き方」の確 立という視点からインターバル休息の協約化、 36協定(特別条項付き協定)の適正化等の取組 を推進しました。同時に、改正労働基準法への 対応方針に基づき、すべての組合で割増率の引 き上げに取り組みました。

(2)2011春季生活闘争における取組

連合は、2010年に減少した労働時間をもとの長 時間労働に戻させないことを確認し、引き続き労 働時間短縮の運動を推進しました。具体的には、 総実労働時間の縮減に向けた労働時間管理の徹底、 不払い残業の撲滅などです。

同時に、両立支援の促進として、改正育児・介 護休業法の周知・徹底、定着に向けた労使協議を 行いました。また、4月より101人以上300人以 下の企業にも行動計画策定が義務づけられた、次 世代育成支援対策推進法を踏まえ、企業等の行動 計画策定に積極的に対応しました。

総実労働時間短縮の取組

(参考) 2011 春季生活闘争における時短・協約改 訂の取組は25産別・6188組合。このうち、

時短関係では「時間外割増率の引き上げ」 (976組合)が最も多く、次いで「残業の縮減に 向けた取組」(724組合)、「所定労働時間の短縮」 (688組合)でした。

両立支援の促進

(参考)協約改訂では、育児・介護休業制度で615 組合が要求、230組合が回答を引き出しました。 「次世代法」関係では、521 組合が要求、166 組 合が回答を引き出しています。



詳細は・・・・ http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/ shuntou/2011/iitan/index.html

(3)『「働くことを軸とする安心社会」に向 けて』での取組

「働くことを軸とする安心社会」に向けて

連合は、第59回中央委員会(2010年12月2 日開催)で、標記の提言を決定しました。

「これからのワークルールの重要な課題の一つ は、労働時間を短縮し、仕事と家庭生活の両立 を可能にする条件をつくりだすことである。(中 略)働くことを軸とする安心社会が発展してい く上で、このワーク・ライフ・バランスの効果 は計り知れない。」と提言しています。



詳細は・・・・ http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/ anshin shakai/index.html

(4)2012~2013年度「政策・制度 要求と提言」での取組

労働時間短縮やワーク・ライフ・バランス確保に 向けた施策の推進

こうした 2012 ~ 2013 年度の「政策・制度要求と提言」を踏まえ、「2012 年度連合重点政策」では、【「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて】(2) ディーセントワークの実現 ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化として、

- a)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を推進し、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標の着実な実現をはかる。
- b)次世代育成支援対策推進法「事業主行動 計画」の策定・公表・実行などを徹底する。 等の取組を進めることを確認しています。



情報産業労働組合連合会(情報労連)における取り組み

- 1.時間主権の確立(情報労連21世紀デザイン)【継続】
- 2. 多様な正社員の実現(情報労連21世紀デザイン)【継続】
- 3. 『情報労連・中期時短目標』の設定【継続】
- 4.健康確保のための労働時間規制への取り組み【継続】
- 5.「情報サービス産業の魅力向上に関する共同宣言を通じた WLB 実現への取り組み【継続】
- 6. 学生へのキャリア教育への支援を通じた取り組み【継続】

情報労連は、政策立案の基本的な考え方として 2006年7月に「情報労連21世紀デザイン」を策 定し、『時間主権の確立』や『多様な正社員』の考 え方を提起しています。



http://www.joho.or.jp/wp/wp-content/uploads/downloads/ 2011/07/03 21design.pdf

1.時間主権の確立

(1)時間主権の確立とは

長時間労働から脱却し、仕事と家庭あるいは地域社会との関わりを両立させることができる労働時間の創出が、主体的に可能となるような社会を目指すこととしています。

(2) 具体的な取り組み

調査・分析

生活実感やライフスタイルに関しての組織内調査を実施し、労働時間の実態ならびに家事・育児との関係、さらにはボランティア活動等を通じた地域社会との関わり合いについて調査しました。(2010年6月)

その結果、地域社会との関わりあいは前回調査(2006年)より増えたものの、地域活動等に参加しにくい理由の筆頭が「時間的余裕がない」であるなど、就労時間を改善する余地は多分にあると判断しているところです。

具体的な取り組み

情報労連としての中期時短目標を設定(後述) し、取り組みを進めています。

2. 多様な正社員の実現

(1) 多様な正社員とは

ライフステージの変化やライフスタイルの多様 化に対応していくためには、個々人のニーズに応 じて就労時間を選択できることが重要であり、「正 社員」という枠組み(労働条件)の中で、多様な 働き方を選択できることが求められると考えてい ます。

(2) 具体的な取り組み

パート・有期契約労働などの非正規雇用と正社 員との労働条件等の格差是正への取り組みが重要 であり、同一産業内に働く全ての労働者に適用さ れ、かつ法定地域最賃上回る水準での労連「最低 賃金協定」の締結拡大を図るなど、取り組みを進 めています。

また、産別の統一要求として「非正規社員に対する正社員化の仕組みづくり」について、2009 春 闘以降継続して取り組んでいるところです。

3.情報労連『中期時短目標』の設定

(1)「中期時短目標」 - 2013年3月末まで

- ・年間所定労働時間 1800 時間モデルの実現。
- ・年次有給休暇の最低付与日数 20 日、最高 付に数与 25 日以上とする。
- ・時間外労働について、年間 150 時間を上限規制 とする。休日労働について、4週1回以内とす る。 など

現在、加盟組合において取り組みを進めています。

(2)「最低到達目標」 - 2010年3月末まで

- ・年間所定労働時間 2000 時間を上回らない
- ・年次有給休暇の初年度付与日数は 15 日以上とす る。
- ・休日労働を含めた時間外労働について1カ月平

均 45 時間以下を目指す。 など

加盟する大手の単組にあっては、所定労働時間モデルと年休の最低付与日数については達成されつつあり、完全到達に向け取り組みを強化しています。

4.健康確保のための労働時間規制

(1)「勤務間インターバル規制」

2009 春闘において『可能な組合は、インターバル規制の導入に向けた労使間論議を促進する』との方針を掲げ取り組んだ結果、産業内 13 交渉単位においてインターバル規制の労使協定を締結しました。

2010 春闘においては『積極的な労使間論議を行うとともに、可能な組合においては協定の締結を図る』として、全ての労使において論議をすることとし、15 交渉単位において労使協定を締結しました。

2011 春闘においては『勤務間のインターバル規制について積極的な労使間論議を行い、労使間協定の締結を目指す』として取り組むこととしましたが、東日本大震災の影響もあり新たな協定締結には至りませんでした。

引き続き、取り組むこととしています。

(2)36協定特別条項見直し

年間での長時間労働を抑制するとの観点から、「特別条項付き36協定」について、恒常的な事由(月次決算など)による特別条項の適用を排除するなど、時間外労働の縮減に向けた見直しについて取り組みの強化を図っているところです。

5.「情報サービス産業の魅力向上に関する 共同宣言を通じた WLB の実現

他産業との比較で、長時間労働の実態が指摘されている情報サービス産業については、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者団体である情報サービス産業協会(JISA)との間で、『情報サービス産業の魅力向上に関する共同宣言』を調印しました。この共同宣言において、『人材が育ち、活躍できる環境の確立に向け、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとする魅力度向上に、双方で協調し最大限の努力をする』との考え方を確認しているところです。理念の業界内への水平展開に向けて、JISAとの連携強化を図っています。



http://www.joho.or.jp/wp/wp-content/uploads/downloads/2011/07/0908031.pdf

6. 学生へのキャリア教育への支援を通じた 取り組み

産業別労働組合における社会貢献活動の一環と して、首都圏を中心に学生へのキャリア教育支援 活動を行っています。

具体的な取り組みとしては、若手の組合員(社会人)と大学生とが意見交換できる場(明日知恵塾:法政大学などとの共同プロジェクト)を提供しており、働くことの意義やワーク・ライフ・バランスの必要性などについてアピールし、若手世代からの意識改革を求めています。

2010年度は計3回開催しています。



日本化学エネルギー産業労働組合連合会(JEC 連合)における取組

- (1) JEC 連合の取り組みについて(全体の概要)
- (2)ワーク・ライフ・バランス方針の制定
- (3)男女共同参画推進に向けた取組み
- (4)働く人の意識改革へ向けた取組み「講師派遣」
- (5)今後の取り組み

(1) JEC 連合の取り組み(全体の概要)

JEC 連合は、平成 20 年から平成 23 年を活動期とした中期ビジョンを掲げ、その中でワーク・ライフ・バランスと男女共同参画について「加盟組合、組合員および家族、そして多くの働く者のゆとり・豊かさ・生きがい・働きがいの実現を目指し JEC 連合として一元的に取り組む」と定めています。日本労働組合総連合会の目標とも連動して、各構成組織である単位組合が「働く場所である"職場"そのもの」の変革をとげるよう、JEC 連合ではそのサポートを行っています。

男女共同参画推進室

政策企画センターと中央執行委員からなる組織で、JEC 連合の各部会と連携し、単位組合サポートの企画立案をしています。

男女共同参画推進委員会

JEC 連合の6つの部会それぞれから委員が出て、 各部会の特徴や課題を織り込んだ活動を実行して います。

(2)ワーク・ライフ・バランス方針の制定

JEC 連合としてのワーク・ライフ・バランスを検討するプロジェクトを設置し、 具体的取組 と 課題を 4 分野に分け「 . 推進体制の構築(取り組みの実効性とスピードをあげる)」、「 . 人な選の整備(就労による経済的自立と多様策で豊かな時間確保のための諸施策)」、「 . 企業・職場風土・従業員の意識の改革(制度を加盟をすくする環境整備)」としています。また、い盟組合が活動の指針としても使えるより 22 年度に知知の制定と周知、フォロー体制の構築を行いました。

(3)男女共同参画推進に向けた取組み

男女共同参画社会の実現は、ワーク・ライフ・バランスの実現と課題の多くが重なり、車の両輪の関係と言えます。JEC連合は業界の特徴として女性の構成比率が低い加盟組合が多い中で、働く職場の男女共同参画とともに労働組合としての男女共同参画実現をすすめていくために、以下の取り組みを行っています。

男女共同参画推進フォーラム

年に1度東西で開催、加盟組合の委員長クラスから一般組合員までの広い層の参加者が集まります。それぞれのフォーラムは一般組合員・役員からなる実行チームが約1年かけて企画運営することで、より働く職場の現状に即した内容になることを目指しています。

平成 22 年 6 月 11 日 (金)東日本版 平成 22 年 6 月 18 日 (金)西日本版

女性対象スキルアップセミナー

女性組合員を対象とした、スキルアップとネットワーク形成を目的とした研修会です。 平成 22 年 2 月 6 日~ 7 日

中央討論集会

翌年度の春闘方針について討論する集会で、以下の分科会を設けました。

- ・ワーク・ライフ・バランス分科会テーマ「長時間労働、ワーク・ライフ・バランス」
- · 男女共同参画分科会
 - テーマ「連合第3次男女平等参画推進計画の 目標達成と、男女共同参画の視点で の春闘要求を考える」

女性交流会

中央討論集会に併催した、女性参加者のネットワーク形成と情報交換を目的とする会

(4) 働く人の意識改革へ向けた取組み「講師派遣」

"仕事と生活の調和"には、仕事の現場である「職場」での意識改革が大事になります。その具体的支援として、加盟組合におけるワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の取り組みに対して、JEC連合男女共同参画推進室が企画相談・講師派遣の実施を行っています。22年度10月から開始した取り組みは、23年8月で6部会中5部会で計画を紹介し、単位組織への講師派遣は11組織14回行いました。

(5)今後の取り組み

23 年からは「JEC 連合のワーク・ライフ・バランス方針」の 30 項目の具体的アクション個々の進捗に関するトレースと、加盟組合への講演等を通じた支援(具体的アクションを起こすためのヒントの提供)を行います。

また、男女共同参画について制定から5年経過 した推進計画を見直し、より加盟組合支援に重点 を置いた新しい計画を策定、実行していきます。

日本生産性本部における取組

- (1)「次世代のための民間運動~ワーク・ライフ・バランス推進会議~」の取組
- (2)教育・研究事業への取組
- (3)地域での実践展開の支援

(1)「次世代のための民間運動~ワーク・ラ イフ・バランス推進会議~」の取組

2006年8月に発足した、労使、学識経験者から なる「次世代のための民間運動~ワーク・ライフ・ バランス推進会議~」は、新しい時代の生き方を広 く提案・普及することを目指し、「働き方」と「暮 らし方」双方の改革を図り、「調和のとれた生活」 の実現を図る運動を進めています。少子高齢化と人 口減少、グローバル化、価値観の多様化という社会 経済構造が大きく変化する中で、ワーク・ライフ・ バランスが新しい時代への対応策の一つとして求め られ、その実現に向けて、社会的な啓発・普及を一 層進めるとともに、企業における具体的な実践を支 援する活動を積極的に展開しています。これまでの 具体的な活動は以下のとおりです。

アピールの発表

ワーク・ライフ・バランスの重要性を改めて認 識し、「新成長戦略」の一環としてワーク・ライ フ・バランスを推進すべく、2010年3月に、アピ ール「ワーク・ライフ・バランスの一層の推進で 新しい成長を促そう」を発表し、下記3点につい て提言しました。

- 1. ワーク・ライフ・バランス推進によって、 持続的な成長に向けた活力を生み出せ
- 2.人口減少対応のためにも、ワーク・ライ フ・バランス施策の充実を
- 3. 我が国の人材力向上に向けて、一段の働き 方改革を



詳細は・・・・ http://activity.jpc-net.jp/detail/lrw/ activity000975.html

また、2009年3月には、不況下においても、ワ ーク・ライフ・バランスの取組みが滞ることのない よう、緊急アピール「ワーク・ライフ・バランスで 次の飛躍のための基礎固めを」を発表しています。



「ワーク・ライフ・バランスの日」「ワーク・ラ イフ・バランス週間」の提唱

運動の象徴として、11月23日を「ワーク・ラ イフ・バランスの日」、「ワーク・ライフ・バラン スの日」を中核とする一週間を「ワーク・ライ フ・バランス週間」として提唱し、運動全体の社 会的な盛り上がりと定着を図っています。(2010 年は11月21日(日)~11月27日(土) 2011 年は11月20日(日)~11月26日(土))



詳細は… http://www.jisedai.net/images/pdf/ 071109teisho.pdf

「ワーク・ライフ・バランス大賞」の実施 2007年より、企業・自治体・労働組合などを対 象に、「ワーク・ライフ・バランス大賞」を実施し、 ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組 み、効果を上げた組織の活動や普及・啓発活動な どを表彰しています。同時に推進標語も募集して います。なお、2010年の第4回及び2011年の第 5回の受賞者は次のとおりです。

第 4 回「ワーク・ライフ・バランス大賞」受賞者

大 賞 六花亭製菓グループ(北海道)

年間計画策定と毎月の取得状況チェックにより、100 %の有給休暇取得を実現

優秀賞

有限会社 COCO - LO(群馬県)

育児休業取得と職場復帰の仕組みづくりで、介護人材の確保と定着を推進 シャープ株式会社(大阪府)

男性の育児休職者を増加させるとともに、最長2年の介護利用支援の拡充 株式会社富士通ワイエフシー(神奈川県)

「自分時間創出」を掲げた残業削減運動とテレワーク推進による働き方柔軟化 社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院(鳥取県)

勤務形態の柔軟な選択を可能にし、これに対応した「報酬ポイント制」を導入 日本建設産業職員労働組合協議会(東京都)

「統一土曜閉所運動」などを進め、労使協働により建設業界の時短を強く推進 奨励賞 富士ソフト株式会社(神奈川県)

従業員の健康に重点を置き、メンタルヘルス対策の強化と快適職場計画を推進

ワーク・ライフ・バランス推進のための「標語」

「オンとオフ、切替え上手は生き上手」 (会社員 男性) 「見つけよう あなたを活かす 時間割」 (会社員 男性) 「しっかりワーク、のびのびライフ」 (会社員 男性)



http://activity.jpc-net.jp/detail/lrw/activity001004.html

< 2011年「第5回ワーク・ライフ・バランス大賞」受賞者>

大 賞 日本アイ・ビー・エム株式会社(東京都)

グローバル化に対応した自律的で柔軟な働き方とボランティア活動を積極支援

優秀賞

社会福祉法人愛誠会(岡山県)

「両立支援委員会」からの提案による制度を毎年創設し、離職率の低下 花王株式会社(東京都)

将来シミュレーションにより介護支援策の拡充と、高い男性の育児休職率 株式会社資生堂(東京都)

ワーク・ライフ・バランスとキャリアアップを連動させ、女性リーダー比率の増加 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福井県済生会病院(福井県)

社員満足度の高い企業のベンチマークにより、多様な勤務体制の充実

三菱化学株式会社(東京都)

総労働時間削減推進と、キャリア不安解消のための転勤サポート制度を充実

奨励賞 株式会社エス・アイ(兵庫県)

「自由出退勤制度」と「エイジフリー制度」の導入で、全員の仕事意識の向上

ワーク・ライフ・バランス推進のための「標語」入選作品

「良い休み あるから次に 良い仕事」 (埼玉県男性・会社員)

「養おう! 仕事とオフのバランス感覚」 (大阪府男性・会社員)

「ワークとライフの両輪を しっかり回して充実人生」 (滋賀県男性・会社員)



http://activity.jpc-net.jp/detail/lrw/activity001318.html

「ワーク・ライフ・バランス・コンファレンス」 の開催

ワーク・ライフ・バランス推進の社会的意義を高め、より一層の普及啓発を目指し、毎年ワーク・ライフ・バランスの日の前後に開催しています。2010年は、11月11日に開催し、約200名の参加のもと、2009年の「第3回ワーク・ライフ・バランス大賞」受賞のアステラス製薬からの講演、及び「第4回ワーク・ライフ・バランス大賞」表彰式のほか、参加者交流会が行われました。また、2011年は、11月22日に開催し、約200名の参加のもと、2010年の「第4回ワーク・ライフ・バランス大賞」大賞の六花亭製菓社長からの講演、及び「第5回ワーク・ライフ・バランス大賞」表彰式、参加者交流会が行われました。

ワーク・ライフ・バランス実践のためのハンド ブックの作成

ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいく中で、企業が抱える課題をわかりやすく説明し、職場での実践をサポートすることを目的に下記2冊のハンドブックを作成してきました。

マネージャー読本 ワーク・ライフ・バランス 実践ハンドブック VOL1 ~組織のイノベーションを起こす風土づくり~ ワーク・ライフ・バランス

実践ハンドブック VOL2 ワーク・ライフ・バランス実践問答 ~ WLB の正しい理解のために~



ワーク・ライフ・バランスに関する委員会の設置 「ワーク・ライフ・バランスと地域の人づくりを 考える会」「ワーク・ライフ・バランスと質の高い 社会を考える会」など、地域活性化や社会全体で の生産性の観点を含め、課題解決に向けた方策の 検討などを行っています。

普及啓発のためのパンフレット (version 4) の作成

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や、理解促進のためのパンフレット「ワーク・ライフ・バランスの一層の推進で新しい成長を促そう」を作成し、企業・労働組合、自治体のほか、ワーク・ライフ・バランス講演会などで、約1万部を配付しました。

(2)教育・研究事業への取組

ワーク・ライフ・バランス推進を企業の生産性 向上のための経営課題と位置づけ、実践展開を可 能とするために、推進担当者への研修や先進事例 紹介などを実施しています。また、ワーク・ライ フ・バランスを経営視点から分析を行い、「ワー ク・ライフ・バランス経営」に関する研究にも取 り組んでいます。

(3)地域での実践展開の支援

ワーク・ライフ・バランスの推進を具体的に実践するにあたっては、生活の拠点となる地域での展開を進めることが重要であり、地域の実情を踏まえた形で進めることが効果的です。そのため、地元の自治体や関係団体などとの連携を図っています。自治体との連携例は以下のとおり。

ワーク・ライフ・バランスアドバイザー 養成支援

地元企業に対するワーク・ライフ・バランス・ コンサルティング支援

地域におけるワーク・ライフ・バランス推進の ための啓発活動(講演など)

コラム

「『ワーク』と『ライフ』の相互作用に関する調査」より

1.調査の目的

「仕事(ワーク)」と「生活(ライフ)」は、一人の個人の中に共存する領域であって、それぞれ個人の時間や、役割、要請などを分け合うことになる。そのため、例えば長時間労働が個人としての生活に関する活動の時間を圧迫したり、育児や介護のために働き方を変える必要が生じたり、相互に密接に影響を与え合う。また、有配偶者であればそれぞれの「ワーク」の状況が、家族関係にも影響を与える一方で、逆に家族関係の状況が「ワーク」の成果に影響を与えることも考えられる。

本調査は、個人の「ライフ」の特性が「ワーク」の特性に与える影響及び「ワーク」の特性が「ライフ」の特性に与える影響、その双方向について相互に与える影響(相互作用)等を明らかにすることを目的として平成22年度に実施した。

2.調査の進め方

調査を効果的に遂行するため、有識者によるアドバイザリーグループ(AG)を編成し、調査方針、仮説設定、調査方法の検討、調査票の設計、集計・分析結果と方法の検討などを行った。AGメンバーは下記のとおりである(所属・役職は委嘱時。氏名五十音順、敬称略)。

AG メンバー名簿

小倉 一哉

独立行政法人労働政策研究・研修機構 就業環境・ワークライフバランス部門 主任研究員

金原あかね

総務省統計研修所 客員研究官

佐藤 香

東京大学社会科学研究所 社会調査・データアーカイブ研究センター 准教授

島津 明人

東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻行動社会医学講座 精神保健学分野 准教授

松田 茂樹

株式会社第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 研究開発室 主任研究員

山田 昌弘

中央大学文学部 教授

なお、調査の実施・取りまとめは公益財団法 人 日本生産性本部へ委託した。

3.調查方法

【1】調查対象

下記(1)(2)を対象とし、調査票の郵送による調査を実施した。

(1)有配偶者調查:

夫・妻それぞれが回答を行うことに同意した 25 ~ 64 歳の夫婦 2,500 組、5,000 人。

(2)無配偶者調查:

25~64歳の男女各1,000名

【2】調査手段

調査対象者の抽出

(1)有配偶者調查:

ネット調査会社のモニターとして登録して おり条件に該当する者に対して、本調査は夫 婦一組の調査であり、配偶者の協力を得て応 募することを条件に調査協力の呼びかけを行 い、十分な数の応募者を得た後、居住地、性 別、年代による割り付けを行った。

(2)無配偶者調査:

ネット調査会社のモニターとして登録して おり条件に該当する者に、国勢調査を基とし、 居住地、性別、年代による割り付けを行った。

【3】調査期間

- (1) 小サンプルによるプレテスト 2010年9月3日~17日
- (2)本調査 2010年10月28日~11月12日

【4】調查内容

有配偶者調査及び無配偶者調査ともにほぼ同じ設問を尋ねた。部分的に回答者の特性に応じて設問や選択肢の順序の入れ替えを実施。

4.調査内容の取りまとめにあたってカ ギとなる考え方

【1】「ワーク」から「ライフ」へ、「ライフ」から「ワーク」への「流出(スピルオーバー)」 「流出(スピルオーバー)」とは、「ワーク」 から「ライフ」へ、「ライフ」から「ワーク」 へ、個人の中における一方の領域での状況が拡 大し、直接的にもう一方の領域に影響を与える



こととされており、心理学の分野を中心に研究されてきた。スピルオーバーには否定的(ネガティブ)効果と肯定的(ポジティブ)効果の2面があることが指摘されている。

否定的効果とは、1つの領域での役割や義務、 負担が増大すると、他の領域に否定的な効果を もたらすこと、また担う役割や義務が増大する ことで心理的苦痛や負担感が増加し、幸福感や 精神的健康が低下すること等をいう。

一方、肯定的効果とは、1 つの領域での満足が、他の領域での満足を高めること、また、複数の領域で多重的な役割を担うことが精神的な健康を支え、従事する役割の増大が豊富な経験や人間的な成長を促して、身体的・精神的健康につながることなどと理解されている。

【2】否定的なスピルオーバー

スピルオーバーについてはこれまでは否定的な効果、なかでも「ワーク」から「ライフ」への否定的影響が取り上げられることが多く、「ワーク」からの過重な役割要請は直接的に精神的苦痛に反映されることなどが指摘されてきた。

一方、共働き世帯では家庭で問題が生じると 仕事に否定的影響を及ぼすことなど、「ライフ」 から「ワーク」への影響があることも指摘され るようになってきた。

「ライフ」から「ワーク」への否定的影響は、「ワーク」と「ライフ(家庭)」の双方からの役割要請が葛藤することによって引き起こされる苦痛(ワーク・ライフ・コンフリクト)として捉えられたり、過重な役割や義務を担うことによる心理的な負担感や幸福感の低下、及び精神的健康の低下(役割過重)等としても特徴づけられている。

【3】肯定的なスピルオーバー

「ワーク」と「ライフ」の2領域における多 重役割は、必ずしも否定的な影響ばかりをもた らすものではない。近年は肯定的なスピルオー バーの重要性が着目されるようになってきた。

肯定的なスピルオーバーとは、一つの領域での良い効果が、他の関与する領域にまで拡大、 影響を与えること、また複数の役割を担うこと が身体的・精神的健康につながる状況等のことで、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に深く関わる。

例えば「ワーク」に影響を及ぼす「ライフ」の領域として、「結婚満足」を指摘する研究などがこれまでにあった。男女双方で結婚生活の満足度の向上が仕事満足度の向上につながる一方、家庭内不和は長期的に仕事満足度の顕著な低下をもたらすなどの指摘がなされてきた。

【4】「ワーク」と「ライフ」の対人的な影響 (「クロスオーバー」)

「ワーク」と「ライフ」の間には双方向的に、 否定的・肯定的な影響がみられることが明らか になりつつあり、これら双方向の影響(相互作 用)は、個人の中で循環しているとの指摘もな されている。

他方、「ワーク」と「ライフ」が相互に作用する過程は個人の中にとどまらず、例えば、家庭領域を共有する夫から妻、妻から夫へと相互に影響が及んでいる(「クロスオーバー」)可能性がこれまでも指摘されてきた。

5. 調査結果の概要

以下では、原則的に夫婦揃って回答した 1,958組のデータの集計結果の概要を報告す る。なお、特に断りがない限りウェイトバック 集計1の結果である。

【1】「ワーク」から「ライフ」への影響について 「職場の仕事と生活の調和の図りやすさ」は 「生活の満足」によい影響を与えている可能性 が高い。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス、WLB)が図りやすい職場」であるとの従業員の認知に対しては、諸制度の導入よりも、「上司からのサポート」などの職場のサポート資源、また「人材活用²」「職場滞留³」といった職場のマネジメントや風土・慣行等の影響が概して大きい。

¹ 調査対象者を実際の人口構成に合わせるため平成 17 年国勢調査の居住地、性別、年代による割付けを行った。また、本調査は自営業者を実際の割合よりも多く調査対象としているため、集計の際には、自営業者・非自営業者の割合を上記国勢調査に合わせるための重みづけを行い、本来の分布を再現する集計方法(ウェイトバック集計)を行っている。

² 能力・専門性の発揮、能力・キャリア向上への支援、賃金処遇の納得性や人間関係等を含む。

³ 就業後の帰りにくい雰囲気や休暇の取りにくい雰囲気等。

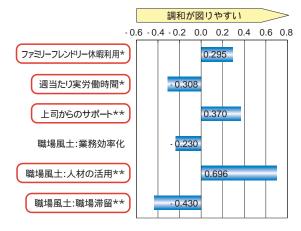


【図表 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス、WLB)が図りやすい職場の特徴】

有配偶男性・未就学の子あり

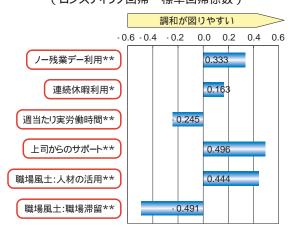
有配偶男性WLB図りやすさに影響する要因 未就学の子あり(n=406)

(ロジスティック回帰 標準回帰係数)



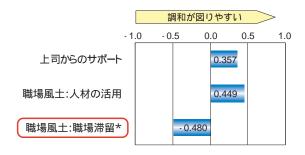
有配偶男性・未就学の子なし

有配偶男性WLB図りやすさに影響する要因 未就学の子なし(n=1,050) (ロジスティック回帰 標準回帰係数)



有配偶女性・未就学の子あり

有配偶女性WLB図りやすさに影響する要因 未就学の子あり(n=145) (ロジスティック回帰 標準回帰係数)

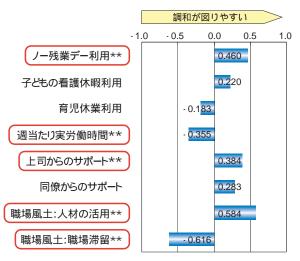


図中の数字は、標準化係数。

「*」の多さは統計的な確からしさの度合いを示す。 (**:1%有意 *:5%有意 無印:有意ではない)

有配偶女性・未就学の子なし

有配偶女性WLB図りやすさに影響する要因 未就学の子なし(n=538) (ロジスティック回帰 標準回帰係数)



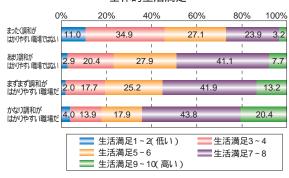


「職場の仕事と生活の調和の図りやすさ」は、男女ともに「生活全体の満足」を高める可能性がある。また「時間的なゆとり」「夫婦の

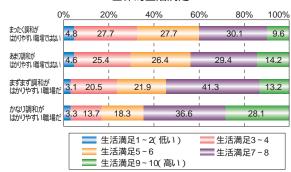
ふれ合い」「健康」などの生活の各分野の満 足とも密接な関係にあった。

【図表 2 職場の WLB のはかりやすさの全体的生活満足への影響】

有配偶男性の「職場の仕事と生活の調和のはかりやすさ」別 全体的生活満足



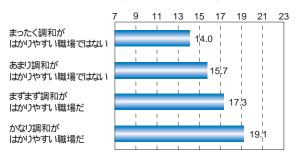
有配偶女性の「職場の仕事と生活の調和のはかりやすさ」別 全体的生活満足



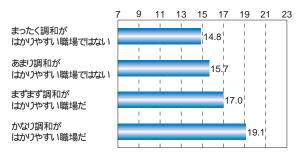
また、「職場の仕事と生活の調和のはかりやすさ」は、直接的に職務満足 (「仕事キャリア」) を高める傾向も見られた。

【図表 3「職場の仕事と生活の調和のはかりやすさ」と「職務満足(仕事キャリア)」】

有配偶男性の「職場の仕事と生活の調和のかりやすさ」別職務満足(「仕事キャリア」)



有配偶女性の「職場の仕事と生活の調和のかりやすさ」別 職務満足(「仕事キャリア」)



図中の数字は、「仕事キャリア」の得点(脚注4参照。最低0~最高25得点)の平均点。

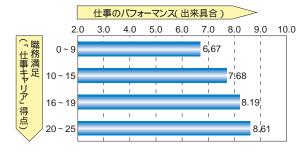
なお、ここでは「職務満足」として、「仕事を通じての自己成長」など仕事自体に関するより内的な満足を表す指標として数値化される要素(「仕事キャリア⁴」)を取り上げた。この「職務満足(仕事キャリア)」は、従業

員個人の仕事成果を向上させることに対して プラスの影響も見られ、個人の仕事成果の向 上を通じて組織全体の成果を向上させること も期待される。

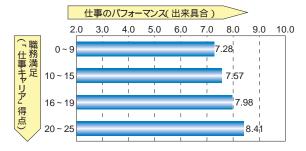


【図表 4「職務満足」と「仕事のパフォーマンス(出来具合)」】

有配偶男性の職務満足(仕事キャリア)得点別・ 仕事のパフォーマンス(出来具合)



有配偶女性の職務満足(仕事キャリア)得点別・ 仕事のパフォーマンス(出来具合)



図中の数字は、「仕事の出来具合」を最低1~最高11の10段階で尋ねた得点の平均点。

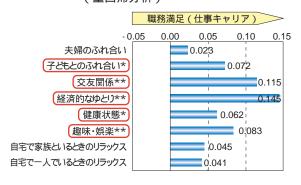
【2】「ライフ」から「ワーク」への影響について 「生活の満足」は「職務満足(仕事キャリア)」 「仕事のパフォーマンス」によい影響を与えて いる可能性が高い。

「職務満足(仕事キャリア)」によい影響を 与える可能性が高い生活の領域としては、個 人の属性によって違いがみられるものの、概ね「夫婦のふれ合い」「子どもとのふれ合い」「交友関係」「経済的なゆとり」「健康状態」「趣味・娯楽」などである。

【図表 5 「職務満足 (仕事キャリア)」に対する「ライフ」の満足度の寄与】

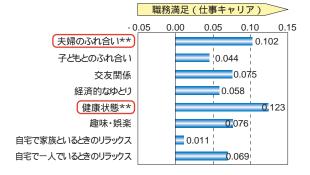
有配偶男性

有配偶男性「職務満足(仕事キャリア)」に影響する ライフ要因 (重回帰分析)



有配偶女性

有配偶女性「職務満足(仕事キャリア)」に影響する ライフ要因 (重回帰分析)



図中の数字は、標準化係数。

回帰式では、上記の変数以外に個人属性に関するダミー変数をコントロール変数として投入している。「*」の多さは統計的な確からしさの度合いを示す。

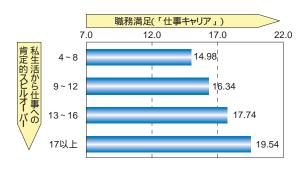
(**:1%有意 *:5%有意 無印:有意ではない)

また、夫婦それぞれの「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー⁵」は、自身の職務満足 (「仕事キャリア」)、「仕事のパフォーマンス (出来具合)」にプラスに影響する傾向も見られた。

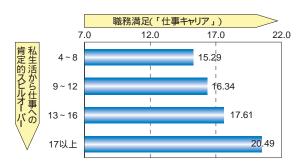


【図表 6「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー」と「職務満足 (「仕事キャリア」)」】

有配偶男性の私生活から仕事への肯定的オーバー得点別 職務満足(「仕事キャリア」)

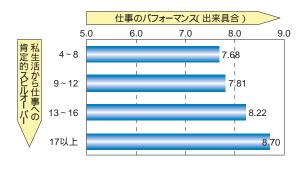


有配偶女性の私生活から仕事への肯定的オーバー得点別 職務満足(「仕事キャリア」)

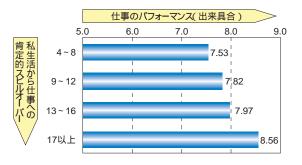


【図表 7「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー」と「仕事のパフォーマンス(出来具合)」】

有配偶男性の私生活から仕事への肯定的スピルオーバー得点別 仕事の出来具合



有配偶女性の私生活から仕事への肯定的スピルオーバー得点別 仕事の出来具合



すなわち、企業が「WLBを図りやすい職場」を目指して取組みを進めることが個人のライフの満足度を高め、そのことが更に、職務満足(仕事キャリア)の向上 個人の仕事成果の向上 組織全体の成果の向上、というような経路を辿って繋がっていけば、最終的には組織や企業にも良い影響が期待できるのではないか。

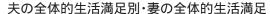
【3】夫婦間の「ワーク・ライフ・バランス」 の関係について

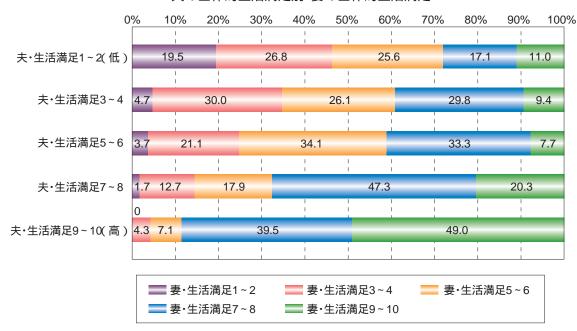
夫婦間には一方の生活満足が高まると配偶者 の生活満足が高まるという相互の関連や、また 「仕事から生活に対する肯定的(否定的)スピ ルオーバー」が配偶者の生活満足に影響を与え る可能性など、相互に影響を与え合うクロスオ ーバー現象が見られた。

夫(妻)の生活における満足(及びその過程)は妻(夫)の生活における満足(及びその過程)に、相互に影響を与え合っている(クロスオーバー)可能性が高い。



【図表 8-1 夫の全体的生活満足別妻の全体的生活満足】

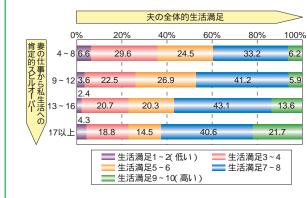




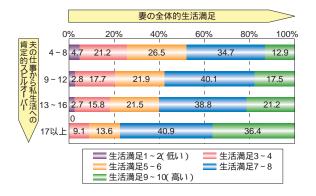
「夫(妻)の「仕事から生活への肯定的なスピルオーバー⁶」は妻(夫)の生活満足を高めるというクロスオーバーの効果がある可能性も示された。

【図表 8-2 「仕事から生活への肯定的なスピルオーバー」と配偶者の全体的生活満足】

妻の仕事から生活への肯定的スピルオーバー得点別 夫の全体的生活満足



夫の仕事から生活への肯定的スピルオーバー得点別 夫の全体的生活満足



「仕事から生活への肯定的なスピルオーバー」によって「ライフの充実」がはかられ、ライフの充実が更に「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー」によって「職務満足」や

「仕事の出来具合」を高めるよい「ワーク」 と「ライフ」の間の循環は、夫婦間をクロス オーバーして生じる可能性も示された。



6. 示唆

仕事(ワーク)と生活(ライフ)の間には、「ワーク」から「ライフ」へ、「ライフ」から「ワーク」へという直接的な影響が及ぶこと(流出(スピルオーバー))がみられる。

スピルオーバーには否定的な効果、肯定的な効果の両面が見られる。否定的な効果は「役割過重」「ワーク・ライフ・コンフリクト」などに特徴づけられ、これまでも比較的着目されてきた。

一方、1 つの領域での良い効果が他の領域にまで拡大して良い効果を与えること、複数の領域で多重的な役割を担うことが豊富な経験や人間的な成長を促して身体的・精神的健康につながる(「役割増大」) ことなど、肯定的なスピルオーバーへの関心も高まりつつある。これは「ワーク・ライフ・バランス」につながるものである。

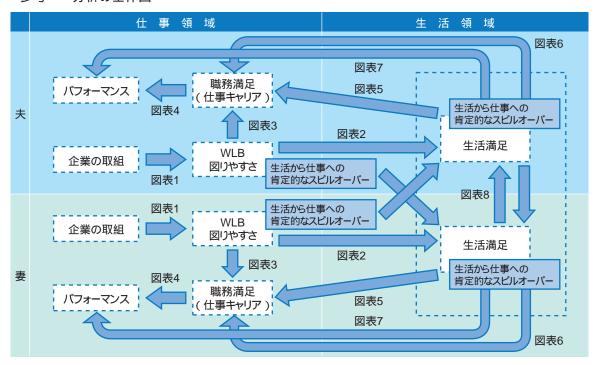
企業の「ワーク・ライフ・バランスを図りやすい職場」を目指す取組によって、個人の「職場の仕事と生活の調和の図りやすさ」についての認知が向上すると、職務満足(仕事における自己成長など、仕事に関わる内的な満足)を高め、さらに「ライフ」の充実に繋がる可能性がある。また「ライフ」が充実し「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー」が生じると、職務満足の高まりによる間接的な経路だけでなく、直接的に個人の仕事パフ

ォーマンスを向上させる可能性のあることが示された。このような個人の仕事のパフォーマンスの向上は、ひいては組織全体のパフォーマンスの向上に繋がることも期待できるのではないか。

また、夫婦間には一方の生活満足が高いと配偶者の生活満足も高いという相互の関連や、また「仕事から生活に対する肯定的スピルオーバー」が配偶者の生活満足に影響を与える可能性が高いなど、相互に影響を与え合う(クロスオーバー)現象が見られた。「仕事から生活への肯定的なスピルオーバー」によって「ライフの充実」が図られ、ライフの充実が更に「生活から仕事への肯定的なスピルオーバー」によって「職務満足」や「仕事の出来具合」を高めるよい「ワーク」と「ライフ」の間の循環は、夫婦間をクロスオーバーして生じる可能性も示された。

これは夫・妻のどちらかの職場が「ワーク・ライフ・バランスを図りやすい職場」を目指し努力をしても、もう一方の職場がそ現れば、努力する職場の取組の効果が現れなくなる可能性を示している。共働き世帯が増加していることを考えれば、「ワーク・ブランスを図りやすい職場」を目指は、特定の職場だけの取組では立り、社会全体で取り組むことが効果を高める上で重要であることの示唆であると考えられる。

<参考> 分析の全体図



株式会社 お仏壇のやまきにおける取組

1 時間外労働時間を一人月間 10 時間以内に 制限

社内 IT システムを改良し日々の作業負荷を 軽減させたり、社員同士が声を掛け合い助け合 うことで個人の業務負担を軽減させるなど、生 産性向上の工夫を数多く行いました。その結果 社員一人ひとりが、作業の効率性を求めて個人 の能力を最大限に活かしながら業務を行うよう になり、店舗の時間外労働は社員一人当たり一 日 15 分程度に軽減し、一ヶ月換算で約 5 時間 に改善され、目標をクリアすることができまし た。

2 有給休暇の年間消化率 90 %以上の義務付 改善策の一つとして、従来一定のスキルを持 った社員が処理していた専門的な作業を廃止 し、すべての社員が幅広く行えるよう標準化さ れた作業内容に改めました。誰が休んでも支障 がでない店舗の運営を実現させ、誰でもが休暇 を取りやすい職場環境を整えました。

3 ファミリー休暇制度の導入

家族行事の利用に限定した公休日を含む連続 5日間の有給休暇取得制度で、利用時は会社か ら3万円(21年実績)の手当が支給される独 自の休暇制度です。毎年ファミリー休暇制度の 消化率は 100 %で、有給休暇の取得促進にも つながっています。

4 短時間勤務制度の導入

フルタイムの正社員、パート社員の二種類に 加え、「週休3日の9:00~16:00勤務」を新設 しました。これは子育て中の主婦が育児に支障 のない時間帯で勤務できる就業制度を考慮した 施策で、現在4名が利用しています。(平成22 年実績)

これらの取組みが高く評価され、(株)お仏 壇のやまきは、平成22年度 静岡市ワーク・ ライフ・バランス大賞を受賞しました。

お仏壇のやまきの考え方 ~家族と過ごす時間の最大化~

お仏壇のやまきで販売する商品は仏壇や墓石 で、それは「一生に一度の買い物」と言われ、 お客様が亡くなられた故人との「絆」を確認す る財として購入されます。そういった目的をも って来店されるお客様に対し、最適な提案を行 うためには、社員一人ひとりが、お客様が抱く 家族を思う気持ちを理解した提案を自然体で表 現することが求められます。その課題を解決す る方法として、社員全員が自らの家庭生活を通 じて暖かな家族の在り方を理解することが大切 であると考えました。「家族と過ごす時間の最 大化」=「会社に滞在する時間の最小化」とい うロジックを組み立て、働き方の見直しに着手 することになりました。

WLB 施策の導入は、財務・組織・営業など の生産性向上につながっており、また、社員、 企業、お客様(社会)に対し、「三方良し」の 利益を創出しています。

株式会社 お仏壇のやまき

立: 1964年10月1日

資本金: 36,000 千円

代表 者:浅野 秀浩(代表取締役社長)

従業員:32名

事業内容: 仏壇仏具の製造・販売

仏壇リフォーム (修理・再生)

墓石・墓園の販売

静岡県に6店舗

(本店所在地)

静岡県静岡市葵区本通り 8-41-1



http://www.yamakibutsudan. co.jp/



株式会社北國銀行における取組

1 育児休業取得に関する取組

男性職員の育児参加を増やすため、平成22年6月より、連続5営業日以内の育児休業を有給化したところ、3名の利用者が誕生しました。

2 育児休業取得者の職場復帰支援の取組

職場復帰後に想定される生活状況の事前説明や同じ環境にある職員同志が相談し合えるミーティングの開催、自宅で業務に必要な知識を学ぶための DVD 教材の貸出などにより、円滑な職場復帰を支援しています。

3 短時間勤務制度に関する取組

育児・介護休業法では子どもが3歳までとされている1日6時間の短時間勤務を小学校入学前まで拡大した結果、平成22年度は2名がこの制度を活用しました。

4 ノー残業デーの取組

昭和 62 年にこの制度を始めた頃は、月に 1 ~ 2 日でしたが、現在では毎週水曜日とし、館内放送で周知するなど実施を徹底した結果、平成 22 年度は 1 人あたりの時間外労働時間が前年度比 6 %減となりました。

5 就業体験機会の提供に関する取組

地域の高校生に加え、中学生に対しても銀行業務を体験する機会を提供しており、平成22年度は高校6校、中学15校から生徒を受け入れました。夏休みや冬休み期間中には、行員の子どもたちによる職場参観を実施し、お父さんやお母さんが働く姿を目にする機会を設けています。

これらの取組みが高く評価され、㈱北國銀行に対し、石川県知事から平成22年度石川県ワークライフバランス企業優良企業賞が授与されました。

女性活躍推進プロジェクトチーム

「Women 's Style」

北國銀行では、ワークライフバランスの実現 や女性職員のキャリアアップ支援を行う女性活 躍推進プロジェクトチーム「Women's Style」 が活動しています。

平成 18 年に発足し、女性の視点から働き方や仕事への取組みを考え、幅広い分野で職員へアドバイスを行っているほか、子育てについて語る「We パパ&ママミーティング」や女性のための自主勉強会「女塾」なども開催しています。



銀行内の公募により選ばれた9名(第4期生)

(株)北國銀行のご紹介

北國銀行は、石川県に本店を置く唯一の銀行として、「豊かな明日へ、信頼の架け橋を~ふれあいの輪を拡げ、地域と共に豊かな未来を築きます~」の企業理念のもと、地域のさまざまな活動のリーダーシップを取ることによって、地域の皆さまに信頼され、愛される銀行を目指しています。

設 立:昭和18年12月

資本金: 267 億円

代表者:安宅建樹(代表取締役頭取)

従業員: 2,003 名

北陸 3 県を中心に 121 店舗

(本店所在地)

石川県金沢市下堤町 1 番地



http://www.hokkokubank.co.ip



六花亭製菓株式会社における取組

1 育児休業取得に関する取組

女性社員にとっての仕事と育児の両立支援に向けて、トップダウンで社員を指名し、社内託 児施設設置プロジェクトを推進し、出産後の職場復帰を積極的にサポートしています。育児休業の取得を奨励し、社内における育児休業取得の日常化を実現しました。

2 育児休業取得者の職場復帰支援の取組

優秀な女性の離職防止のための社内託児施設(ごろすけ保育園)を2006年に設置。出産後の職場復帰の体制を強化しました。現在保育園児童数は25人で、今後、毎年10人から15人の増加が見込まれています。

3 両立支援体制の成果と意義

子育て支援による両立支援体制を作ったことで、とても意義深いのは、子供を保育園に預けて仕事をしている『お母さん従業員』の中から、月間の優秀社員である『今月の人』の受賞者が何人も出ていることです。技術やノウハウを持っている優秀な『お母さん従業員』が辞めないで一生懸命仕事に取り組んでくれていることが、この保育園の存在意義を一層際立たせてくれています。

4 両立支援の今後の課題

現在、一般企業行動計画の第一項目に男性の育児休暇取得奨励を上げ取り組んでいます。具体的には、社内報で活用例を周知するなど啓発を実施し、妻女の出産時にはピンポイント情報として制度の説明を必要事項としています。この課題は、今後も継続して取り組んで行きます。

5 有給休暇 100%取得の取組

お菓子の作り手の心身が共に健康でないとおいしいお菓子は作れないとの考え方の下、平成元年から有給休暇100%取得を22年継続しています。続けることで有給休暇は自分磨きに当てる『仕事も遊びも一生懸命』というメリハリを大切にする企業文化が醸成されています。社内旅行制度(3.11大震災以降は一時補助金については凍結中)や社内旅行積立預金への年3%の利子補給などで、サポートを実施しています。



6 取り組みの成果

休暇の質の向上が実現できたことで、従業員の心身の健康維持につなげることができ、(1)製造部門では生産性が高まる一方で商品品質の安定を実現し、(2)販売部門では販売員接遇の質を維持向上実現するなど、高い利益率を継続するとともに、ブランド力の向上を図っています(例 日経 BP ブランドジャパン 2010 でブランド評価全国 250 位)。

2007 年度	2008 年度	2009 年度
(2008年3月期)	(2009年3月期)	(2010年3月期)
売上経常利益率	売上経常利益率	売上経常利益率
8.2 %	7.5 %	8.4 %

六花亭製菓株式会社

創業: 1933年

資 本 金: 1 億 3,150 万円

(六花亭グループ)

代表 者:代表取締役社長 小田 豊

従業員数:1,356人(内訳:男性382人

女性 974 人 2011 年 4 月 1 日

現在)

事業内容:和洋菓子製造販売・美術館運営

本社工場:〒080-2496

北海道帯広市西 24 条北 1 丁目

3-19

T E L: (0155) 37-6666



http://www.rokkatei.co.jp/



「仕事と介護の両立支援」に向けた企業の取組事例 ((財)21世紀職業財団調査研究報告書より)

高齢社会の進展、家族形態の変化等の中、育 児と異なる性格を有する介護について、どのよ うな介護支援策を行えば、仕事との両立が可能 となり働き続けることができるのかを検討する ことを目的に、「介護を行う労働者の両立支援策 に係る調査研究」(2011年3月、(財)21世紀職 業財団)の一環として、2010年11月~12月、 「仕事と介護の両立支援」に向けて様々な工夫を 行う企業 10 社を対象に事例調査が行われまし た。人事担当者、介護を行う労働者、その方の 職場の上司・同僚の4者にインタビューを依頼 しました。事情により4者のインタビューが揃 わない企業もありました。



詳細は・・・・ http://www.jiwe.or.jp/publication/ pdf/20110325 kaigo.pdf

本コラムでは、その中から、6事例について、 特徴のある部分を中心に概要をご紹介します。

事例 1(大企業/非製造業/労組あり)

1日単位で取得できる積立特別有給休暇 (有給)や介護休暇の利用者数が年間3桁。 介護と仕事の両立に最も使われる制度に。

自社では2週間以上の休暇を取得する場合を 「介護休職」という定義にしており、「介護休業」 と表現する際には「介護休暇」と「介護休職」 の両方を含めています。次年度に繰り越せない 年次有給休暇を最大60日まで積立て、特定の目 的に限って取得することができる「積立特別有 給休暇制度」(1)についても、その使用目的 に「介護のため」を追加し、利用申請を一括で 行えることとしています。この結果、介護のた めに1日単位で有給休暇が取得できることで使 い勝手がよくなり、取得者も増加しました。

また、無給の「介護休暇」(2)を対象者1 人につき 12 日とし、対象範囲も法定を上回るよ うに、たとえば「扶養していなければならない」 という要件を設けず「3親等以内(3親等は同居 のみ)」とする等、取得しやすくしました。

在宅勤務については、利用申請を年に一度行 うと月単位に在宅勤務を選択できるようにして います。移動時間の活用、生活拠点での勤務と いう点で、在宅勤務の効果は大きいため、今後 も利用促進していきます。

(利用の状況)

自社では、介護休職を利用するのは、手術等か ら回復するまでの期間、病気等で体が動かなくな り回復するまでの期間、看取りの期間等であり、 2 名の介護休職者は、積立特別有給休暇を使い 切った後に12日間の介護休暇も取得した上で休 職に至っています。

収入の問題も考えると、積立特別有給休暇や 短く取れる介護休暇の使い勝手がよいようです。

仕事と介護を両立させている従業員の実情を みると、初めは何日休業するか予測できないた め、まず有給休暇を、次に積立特別有給休暇を 取得するようです。積立特別有給休暇の利用に ついては、例えば 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までと事前に取得期間を申請しておけば、急 に要介護者を病院に連れて行かなければならな いときなどに、上司に承認を得る必要はあるも のの、スポット的に休暇の取得ができるよう、 自由度を高めた設計にしています。

在宅勤務は、現在 120 名程度申請、平均し て70名が利用しています。

介護休職制度

就業規則等による規定	あり
導入時期	1999年1月
介護を必要とする状態の判断 / その際の書類等提出の 必要性	従業員の申し出により、個別判断/必要に応じて診断書等の提出 を求めることがある
介護休業制度の対象となる 要介護者	法定以上(祖父母、兄弟姉妹、 孫の同居条件なし、同居の3親等 以内の親族は対象、扶養条件なし)
休職取得の上限回数 / 上限 日数	なし / 12 ヶ月
休職期間中の処遇	無給 / 人事評価は1年に1回行うが、当該期間すべてが休業であればあらかじめ決まった評定になる
休職取得者数	2007 ~ 2009 年度 = 0 名、2010 年度 = 2 名

日常的な両立支援制度

就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無
時間外労働の制限	上限時間: 1ヶ月当たり 24 時間	
深夜業の制限	上限時間:1ヶ月当たり 0時間	
介護休暇等の1日単位 の休暇制度	取得上限回数:なし 取得上限日数: 12日 (本文冒頭 2参照)	
短時間勤務制度 1日 の所定労働時間の短縮	短縮上限時間:1日当た り2時間 利用上限時間:なし	



フレックスタイム制度	あり	
介護サービス利用費用 の助成	福祉会にあり	
在宅勤務制度	2008年~週3日以上	
失効した有給休暇の積 立制度	(本文冒頭 1参照)	
勤務地限定制度	あり	特定できず

利用者の声

50 歳代女性。内部監査及び品質管理業務。 同居の両親の介護。

(介護の状況)

毎日朝及び昼にヘルパーを利用。両親ともに デイサービスに週2回通っている。

(現在の働き方)

しばらくは自分でコントロールできる範囲内でこれまでと同様に仕事を続けたが、介護の負担が増えるにつれ困難となり、自ら会社の制度を利用して、現在の部署に異動した。

現在は、積立特別有給休暇とフレックスタイム制度を適宜利用しながら働いている。自宅から通勤に長時間を要するため、ヘルパーの訪問時間との兼ね合いから制度を利用している。積立特別有給休暇制度は、両親の調子が芳しくないときのほか、ケアマネージャーとの介護計画の意見交換会のため月1回程度取得している。

(介護を行うことによる仕事への負担感)

自分でもしっかり仕事を進めたいという思いがある中で、両親の急な体調の変化などで、同僚に負担や迷惑をかけてしまう可能性がある点は、 仕事を続けていく上で申し訳なく思っている。

(介護に係る情報の入手・相談)

自社における「仕事と介護の両立支援」に係る制度の情報はイントラネット上で開示されている。時間があれば自分で調べられるが、突然介護を行わなければならない状況に陥ったときに自分で探すのは大変だと思うので、自社に相談窓口として、両立支援アドバイザーがいることは非常に心強い。

(勤務先・地域や公的機関等に望む支援)

認知症だが自身で動くことができる要介護者の介護を行う場合には目が離せない部分がある。 そうした場合には、例えば、サテライトオフィスのような仕組みがあれば、自宅から近いところで仕事に集中することができるのではないか。

上司の声

- ・積立特別有給休暇を取得する際には所属長の 許可を得た上で人事部へ事前申請する必要が あり、これにより、部下が介護を行っている ことを把握できる。
- ・積立特別有給休暇を取得している部下が複数 いるが、1ヶ月に1日程度であることから他 の部下とそれほど変わりはないため、特に仕 事の割り振りに関して考慮はしていない。
- ・通常はペアで仕事を進めており、介護を行う メンバーが急に休むことになっても残る一人 で対応するか、どうしても人員数が必要な場 合には他のメンバーに臨時で応援を頼むよう な体制を敷いている。

事例 2(中小企業/非製造業/労組なし)

介護者は店舗内営業・事務。短時間勤務 制度を利用し、シフト勤務を調整しながら 介護と仕事を両立。

- ・短時間勤務制度では勤務パターンとして3種類の「特定コース」を設けています。通常の勤務時間は午前10時~午後18時30分、年間休日は88日ですが、「特定コースA」は勤務時間午前10時~午後18時30分で年間休日日15日(給与は基本給の90%)、「特定コースB」は勤務時間午前10時~午後16時30分で年間休日88日(同75%)、「特定コースC」は勤務時間午前10時~午後16時30分で年間休日104日(同70%)が認められます。社員は自分の希望に応じて好きなコースを選択することが可能です。
- ・制度利用期間は事由が解消するまでとしています
- 介護を理由とする場合についての利用者はこれまで1名です。

介護休業制度

71 13 71 7 10 10		
就業規則等による規定	あり	
導入時期/改定時期	1999 年4月1日 / 2010 年6月にこれまで「育児規定」「介護規定」の2つに分かれていたものを1つに統合し、「育児・介護休業等に関する規則」として制定	
介護を必要とする状態 の判断 / その際の書類 等提出の必要性	従業員の申し出により、個別判断 / 必要最小限の証明を求める場合がある	



休業取得の上限回数 / 上限日数	原則として上限回数は対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回。同時の対象家族に対して2回目以降の介護休業、介護短時間勤務が取得できるのは、一度回復しその後再び常時介護を必要とする状態に立た場合とする状態に応じて追加可能/介護休業期間とし上限通算186日。その期間中、93日間の範囲内で介護休業及び介護短時間勤務を取得可能
休業期間中の処遇	介護休業期間6ヶ月(通算186日間)のうち、ハローワークから支給がある3ヶ月間以外の、残り4ヶ月目、5ヶ月目、6ヶ月目において会社から基本給の20%を支給。また、要介護3以上であれば10万円、それ以外であれば5万円の介護一時金(介護見舞金)を支給/半期ごとの賞与に関する人事評価としては、半期の実労働時間数を半期の所定労働時間数で按分した。店と個人の人事評価に応じる
休業取得者数	2007 ~ 2010 年度 = 0 名

日常的な両立支援制度

就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無
時間外労働の制限	上限時間: 1ヶ月当たり 24時間、1年当たり 150時間	
深夜業の制限		
短時間勤務制度 1日 の所定労働時間の短縮	短縮上限時間: 1日当た り5.5時間 利用上限時間:なし	
短時間勤務制度 週ま たは月の所定労働時間 の短縮		
失効した有給休暇の積 立制度	年度更新時の失効有給 休暇を7日間利用するこ とが可能	
所定外労働の免除		

利用者の声

50 歳代女性。店舗内営業・事務業務。進行性の病気を持つ夫の介護。

(働き方)

・当初、通常の休みの日に通院に付き添う程度で、介護を理由に仕事を休むことはなかった。シフトの希望を出す際に、病院にいく日(月1回程度)を伝え、可能な範囲で融通をきかせてもらって対応していた。

数年後、急な入院時に、失効有給休暇制度 を利用し7日間休暇を取得。

・現在、短時間勤務制度の特定 C コースを選択している。終業時刻の早い B コースと C コースで給与の支払い率に大きな差がないので、休日の多い方を選択した。

上司の声

(働き方への対応)

- ・失効有給休暇の取得から短時間勤務制度の利用へと徐々に段階を踏んでいたためシフト組みのめどはつけやすかった。
- ・彼女が短時間勤務制度の利用を始めたことで、 2名体制、場合によっては4人体制を組み、 一人に負担がかからないようにした。営業な ので、急な仕事が入ることもあるが周りの人 がシフトを交換するなどして対応できている。

同僚の声

・シフトの組み方については配慮をしていると 感じるが、彼女と同じ仕事をしている同僚か らも、「仕事の量、負担が増えた」といった 声は特に聞いていない。しっかり働いている と思うし、誰に指示されたわけでもないが、 制度利用者の退社直前の接客は、自然と他の 人が代わって受け持っている。

事例 3 (大企業/非製造業/労組あり)

介護についての企業内勉強会を開催し、 従業員の声を収集。従業員にも介護と仕事 を両立するための情報源として活用され、 役立っている。

女性の活躍推進に向け取組を進めるにあたり、とりわけ管理職世代が身近に感じているのが介護です。従業員に働き方に関するニーズ調査の結果、休職することなく仕事と介護を両立できる支援を積極的に行うこととしています。また、介護保険制度や介護の実態を明確につかむために、「介護保険基礎知識セミナー」や「介護座談会」を開催し、従業員の声等を収集しています。

介護休業制度

就業規則等による規定	あり
導入時期	2006年3月末
介護を必要とする状態の 判断 / その際の書類等提 出の必要性	育児・介護休業法上の法定通り/申請書に理由を記載させ、場合によっては診断書の提出を求める
介護休業制度の対象となる要介護者	法定通り
休業取得の上限回数 / 上 限日数	1回 / 183日 2011年4月より複数回取得可
休業期間中の待遇	無給 / 人事評価等は 6 ヶ月以下の場合、対象
休業取得者数	2007 ~ 2009 年度 = 0 名 2010 年度 = 0 名

183 日を経過した段階で、本人の申請及びその他の証明により特別の事情があると認められる場合には、同一要介護者について、さらに通算 183 日間の範囲内で休業取得が可能。



日常的な両立支援制度

就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無
所定外労働の免除		×
時間外労働の制限	上限時間: 1ヶ月当たり 24 時間・1年当たり 150時間	×
深夜業の制限	業務に支障がある場合 を除き、認める	×
介護休暇: 0.5 日また は1日単位で取得可能	取得上限日数: 25日 (「法定介護休暇5日」及び「年次有給休暇を傷病 休暇として積立て、更に 未消化分がある場合に最護 長20日」入有給。介き 傷病休暇 25日)残ゼロのとき 傷病休暇 60日)を介護目 的として利用可能。	
短時間勤務制度	・1日当たり2時間15 分以内で就業時間の短縮が可能。 ・勤務日選択:週3日または4日の就業日選択 可能	
フレックスタイム制度	コアタイム 10:30 ~ 15:30。但し、上司面談により業務に支障がなければ、要介護者 1 人につき通算 6 ケ月までコアタイム変更可能の特例適用あり。	全社員が 適用対象
始業・終業時刻の繰上 げ・繰下げ		
失効した有給休暇の積 立制度	「介護休暇」の項参照	
再雇用制度	退職時に3年以内の復職 を希望する社員対象	×

(介護保険制度基礎知識セミナー・

介護座談会の開催)

セミナーは東京と大阪で年各 1 回開催。参加 者は約 100 名、40 ~ 50 歳代の従業員が全体の 約 7 割、近々介護予定がある者が全体の約 4 割 でした。また、実践的なセミナーや少人数で 説明会を望む声に応え、介護座流会を開催。社 外専門家による講演の後、質疑応答やおした。 また、対すでもました。 ができました。 ができました。 ができました。 ができました。 だことができました。 だことができました。 に相談してよいのからない、 でに相談してよいのかいる に相談してよいのかいるため、 2011 年 2 月 より、「社外介護相談窓口(24 時間)」や「遠 隔地介護サポートサービス」を実施しています。

今後は、座談会を継続的に開催するほか、介護施設等のスタッフを招いた個別相談会の開催 なども検討していきます。 【「介護を行う労働者の両立支援策に係る調査研究報告書」((財))21世紀職業財団) 取りまとめ後の取組】

2011 年度、「介護知識セミナー」と題する小規模なテーマ別セミナーを昼食時間帯に実施し、利用者同士のコミュニケーションも図った。

利用者の声

50 歳代男性。福利厚生の受付及び事務に従事。母親の介護。

(働き方)

- ・3ヶ月に1回のペースで病院の付き添いをする際に、半日単位で年次有給休暇を取得。
- ・担当業務は2人体制のため、親の体調不良で 休暇を取る際には前日までに連絡を入れることにしている。職場の同僚には介護をしてい ることは伝えている。話しやすい雰囲気があ りがたい。

(介護に係る情報の入手・相談)

・企業内で開催されたセミナーや座談会に参加 し介護サービス等の情報を入手したことで、 介護への漠然とした不安から解消された。ま た、当初「自分一人で介護をしなければ」と の意識を持っていたが、「仕事も介護も両立 し、介護する側・される側の双方が元気でい られるように」と考え方が変わるよいきっか けとなった。

(企業に望む支援)

座談会では、個人面談で、自身の状況をすべて話し、具体的な相談もできた。かなりの情報 を得ることができ、継続開催を期待したい。

上司の声

- ・通院など介護に急を要する場合には早退等で 対応できるよう配慮している。
- ・職場全体に家族を大切にする意識の向上がみ られ、「お互い様」と思えるようになっている。

事例 4 (大企業/非製造業/労組なし)

将来的に介護を理由とした利用が増えることも想定し、従来の短時間勤務制度に加え、勤務時間を1か月単位で調整する「フレックス短時間勤務制度」で時間面での制約を解消。



従前の短時間勤務制度は、コアタイムを中心に勤務時間帯を設定しているため、「勤務時間帯が固定されているので利用しにくい」という利用者からの意見が聴かれ、また、管理職からは、「高い能力・スキルのある人材にもかかわらず、勤務時間帯が限定されているため、補助的な仕事しかアサインできず、業績評価が難しい」という意見が聴かれました。

こうした意見を踏まえ、また、介護を事由とした利用が将来的に増えることも見込んで、2010年7月から、コアタイムの存在による時間の制約をなくし、勤務時間を1か月単位で調整する「フレックス短時間勤務制度」(3)の運用を開始しました。

- ・フレックス短時間勤務制度は、8時から18時30分の間で始業と終業時間を利用者が所属長と相談しながら調整することが可能で、1日2時間働けば、その日は勤務したものとみなされます。日々の勤務時間を調整し、1か月の合計が通常の1か月の勤務時間の60%、80%、となるようにします。
- ・どの職種、部門でも利用可能にし、短時間勤 務者のキャリアを拡大するという意味もあり ます。
- ・フレックス短時間勤務制度は、より自己管理 能力が求められる働き方であるため、過去の 業績を参考に利用の可否が決定されます。自 社では、在宅勤務をはじめとする、こうした 柔軟な働き方は、業績を向上させるために活 用すべきという明確なポリシーがあり、制度 利用者の業績が低下したり、正しい運用が行 われない場合は、所属長は制度の利用をやめ させることが可能です。

介護休業制度

就業規則等による規定	あり
導入時期	1991 年
介護を必要とする状態の 判断 / その際の書類等提 出の必要性	育児・介護休業法上の法定通り/ 介護保険手帳のコピー、医師の診断 書等の提出が必要
介護休業制度の対象とな る要介護者	法定以上(同居は必要条件でない)
休業取得の上限回数 / 上 限日数	上限日数: 365 日
休業期間中の処遇	無給(社会保険料は会社負担)。 評価は成果主義に拠り、在籍期間の中でのパフォーマンスを評価し、休業そのものが評価に反映されないようにガイドしている
休業取得者数	2007 ~ 2009 年度 = 男性 11 名、女性 6名 2010 年度 = 男性 3 名、女性 4 名

日常的な両立支援制度

就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無
所定外労働の免除		×
時間外労働の制限	上限時間:1ヶ月当たり 24 時間	×
深夜業の制限	1ヶ月以上6ヶ月以内の 深夜業免除	×
介護休暇等の1日単位 の休暇制度	取得上限日数:5日	
短時間勤務制度 1日 の所定労働時間の短縮	短縮上限時間:通常の 勤務時間の60%または 80%	
短時間勤務制度 週ま たは月の所定労働時間 の短縮	労働時間を60%、 80%に短縮、1週間の 働く日にちを3日勤務、 4日勤務を選べる。1日 の働く時間時間も選べる。 これらを組み合わせると 15パターン程度から選 択可能	
短時間正社員制度		×
フレックス短時間勤務 制度	コアタイムのない短時 間勤務制度 3参照	×
始業・終業時刻の繰上 げ・繰下げ		×
介護サービス利用費用 の助成		×
裁量労働制度		×
在宅勤務制度	所属長の承認により可能。1999年開始の従来制度に加え、週4日以上の在宅勤務を可能とする制度を2009年6月から開始。	×

(利用の状況)

- ・介護を理由に休業している者は数名。まだ日常的に家族の介護が必要な状況に直面している社員が少なく、有給休暇の範囲で対応できているからだと思われます。
- ・フレックス短時間勤務利用者について、介護 を理由に利用した者はまだいません。

事例 5 (大企業/非製造業/労組あり)

多様な人材が働きやすい職場づくりに取 組み、正社員は短時間勤務制度を、非正社 員は介護休業制度を利用するなどし、非正 社員にも介護休業や両立支援策の利用者が 多い。

「お客様との良好なコミュニケーションには 多様な人材の多様な経験が大きく寄与する」と の経営の考えの中で、直接雇用の非正社員(以 下、「非正社員」という。)も正社員と同様の制



度を利用できるようにする等、仕事と介護の両立支援の充実を図っています。

こうした職場風土は、ワーク・ライフ・バランスに係る研修で培いました。研修では、以前は、「男性・女性の違いを認めて働く」ことを重点においていましたが、近年は「高齢者や非正社員等、様々な働き方がある」ことを一人ひとりに意識させるようにしています。

介護休業制度

就業規則等による規定	あり
導入時期	1991年1月
介護を必要とする状態の 判断 / その際の書類等提 出の必要性	医師から「介護が必要」と診断された場合/医師の診断書の提出が必要
介護休業制度の対象とな る要介護者	二親等以内の親族
休業取得の上限回数 / 上 限日数	対象家族 1 人・1 事由につき 1 回 / 対象家族 1 人につき通算 365 日
休業期間中の処遇	無給 / 昇給に連動する評価は年に 1回、賞与に連動する評価は半年に 1回行う。賞与は当該期間の欠勤日 数によって減額する(40%減額が MAX)
休業取得者数 (全社で)	2007 ~ 2009 年度 = 正社員 9 名・ 直接雇用の非正社員 33 名、2010 年 度 = 正社員 1 名・直接雇用の非正社 員 11 名

正社員・直接雇用の非正社員ともに、勤続年 数が1年以上であれば介護休業を取得可能。

日常的な両立支援制度

H 1043 64 3 = 232432			
就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無	
時間外労働の制限	上限時間:1ヶ月当たり 24時間、1年当たり 150時間	×	
深夜業の制限	上限時間:1ヶ月当たり0時間	×	
介護休暇等の1日単位 の休暇制度	取得上限回数: 1年当た リ 15回 取得上限日数: 1年当 たり 15日		
短時間勤務制度 1日 の所定労働時間の短縮	短縮上限時間: 4 パターン 利用上限期間: 365 日		
介護サービス利用費用 の助成	共済会による		
失効した有給休暇の積 立制度	正社員のみが利用対象。毎年20日を上限に有給休暇から積立。積立日数の上限はなし。		
介護見舞金の支給	共済会による		
介護を理由に離職した 正社員の再雇用制度	介護・結婚・出産・育 児・配偶者の転勤で円満 退職した者が対象。退職 時に認定した者につい て、再雇用希望時に面談 の上決定。退職後10年 間有効。	×	

短時間勤務制度

・通常の所定労働日数・時間は「週5日・1日7時間35分」であるが、短時間勤務制度では下記4つのパターンを整備している。

	介護勤務A	介護勤務B	介護勤務C	介護勤務D
1日の所定 労働時間	5 時間	6 時間 45 分	6 時間 45 分	通常勤務 者と同一
休 日	通常勤務者 と同一	通常勤務者 より30日休 日が少ない	通常勤務者 と同一	所定休日に 加え、週 1
年間労働 間	通常勤務者 の 70 %程 度	通常勤務者 と同一	通常勤務者 の 90 %程 度	日の介護休 暇を取得

(利用の状況)

正社員は短時間勤務制度を、非正社員は介護 休業制度を利用する傾向があります。

短時間勤務制度利用者に対しては、本人の希望があり、通勤時間が短くならない限り事業所間異動をさせないようにしています。

自社では、正社員が介護のために休む場合にはまず有給休暇を、次に積立有給休暇を利用し、それでも足りないときに1日単位の介護休暇を取得しています。一方、非正社員は、有給休暇、次に1日単位の介護休暇、となります。

利用者(正社員)の声

50歳代女性。生鮮食品のレジ業務。姉の介護。

(現在の働き方)

短時間勤務 C コースを利用している。週 4 日のデイサービスの見送り後に出勤し、出迎え前に帰宅している。残る 3 日のうちの 1 日は介護休暇を取得し、通院に付き添っている。

(制度利用までの働き方の変遷)

以前は、シフト勤務をし、月2日程度積立休暇を利用し通院に付き添っていた。それが難しくなった頃、早期退職制度、介護休業制度と短時間勤務制度の選択肢について人事に相談した結果、短時間勤務制度を利用することとした。

(介護に係る情報の入手・相談)

・働き方を迷っているとき、介護休業を取得し 復職した経験を持つ同僚から短時間勤務制度 のこと等の情報を入手し参考になった。

同僚の声

・仕事と介護を両立させるためには勤務先の理解が何より大切。そのためには、周囲への配慮も欠かせない。「制度があるから利用できて当たり前」と考えず、「職場の皆に助けら



れている」「利用させてもらってありがとう」 という気持ちを忘れなければ、職場の雰囲気 も良くなり、スムーズに仕事が続けられる。 要は心の問題だと思っている。

ト司の声

- ・職場で繁忙時間における人員の配置をコントロールするリーダー的な役目を担う者が短時間勤務になることに難しさを感じたが、その者の能力を活かしつつ、負担に配慮した役割を現在も担ってもらっている。
- ・繁忙期である夕方に勤務してほしいという希望は、本人の要介護者をデイサービスに送り 出してから出勤したいという希望とマッチしたのは幸いだった。
- ・正社員の短時間勤務については、勤務時間だけをみると、非正社員の一部と同程度になる。限られた時間内でも正社員としての能力を発揮し、役割を全うできるようしなければ周囲の納得も得られにくい。最大限の能力発揮については上司が配慮する必要があると思っている。

事例 6(大企業/製造業/労組あり)

厚生労働省のデータ及び社員データより、社内の介護状況を予測。10 ~ 15 年後に大きな影響が出てくると考え、利用しやすい社内環境作りと支援策の充実に向け5年計画を策定。

(取組の経緯)

- ・厚生労働省のデータを元に、社内における介護状況を予測。さらに、社内調査を通じて介護を行う社員の比率を把握し、介護が早晩大きな問題になるという認識に至りました。自社は、これから介護の始まる可能性の高い40代前半の社員が多いため、10~15年後に大きな影響が出てくると考えています。
- ・介護を行っている社員へのアンケートやヒア リングによって現状を詳しく把握し、仕事と の両立における課題及びその支援策を検討 し、支援策充実に向け、5年間の計画を立て ました。
- ・社内調査結果に比べ、社内の両立支援制度の 利用者数が少ないことを受け、介護に関する 啓発活動や制度の利用を促す取組を開始しま した。

介護休職制度

就業規則等による規定	あり	
導入時期	1992 年	
介護を必要とする状態 の判断 / その際の書類 等提出の必要性	育児・介護休業法上の法定通り / 医師の診断書の提出が必要	
介護休業制度の対象と なる要介護者	法定通り(配偶者、父母、子、配偶者の 父母、同居かつ扶養している祖父母、同 居かつ扶養している兄弟姉妹、同居かつ 扶養している孫)	
休業取得の上限回数 / 上限日数	なし/365日。 1つの事由につき最高1年間(事情により期間延長可能)	
休業期間中の待遇	原則無給、社員が休業することによって 世帯収入がゼロになる場合は、給与を補 てんするという特例あり / 人事評価は目 標に対しての達成度で評価。休業により 目標達成できない場合は評価は低くな る。ただし、評価が低かった場合は代望年 度の定期昇給に影響が出るが、育児・介 護を理由の場合には特例としてマイナス の昇給にしない。	
休業取得者数	2007 ~ 2009 年度 = 男性 4 名、女性 2 名、2010 年度 = 男性 1 名、女性 1 名	

日常的な両立支援制度

就業規則等により規定 し、介護のために利用 できる制度	制度の詳細等	2007 年度 ~ 現在までの利 用の有無
時間外勤務を制限する 制度		
深夜業の制限	上限時間なし	
介護休暇等の1日単 位の休暇制度	取得上限回数:なし 取得上限日数:家族1 人当たり上限5日、半 日取得可能	
在宅勤務	介護休業取得可能期間中 に、在宅(半日)勤務の 選択が可能	×
短時間勤務制度 1 日の所定労働時間の短 縮	短縮上限時間: 1日当 たり2時間 利用上限時間: 1年、 条件により延長可能	
短時間勤務制度 週ま たは月の所定労働時間 の短縮	短縮上限時間: 1日当 たり3.75時間。または 週2日 利用上限時間:1年	×
フレックスタイム制度		
始業・終業時刻の繰上 げ・繰下げ		
介護サービス利用費用 の助成		
介護見舞金の支給(互 助会として)		
私病特別有給休暇	家族の看護・介護のため、8暦日以上の休業が必要な場合、最大年40日取得可能。有給。	



(利用の状況)

- ・社内アンケートやヒアリングから、有給休暇 や各所属部門の個別配慮で対応しているとい うケースが多いことが把握されました。
- ・在宅勤務・勤務時間短縮は、介護休業取得可能期間中、原則1年利用できます(事情により2年まで期間延長可能)

半日勤務、週3日勤務、在宅(半日)勤務の仕組みは、過去に利用者は数名いましたが、利用は多くはありません。介護に関してはその日によって介護を行う時間帯が異なるので、 時間裁量の方が使いやすいという意見もあります。

- ・有給休暇と「自分の病気の療養や家族の看病・介護のために使える40日の私病特別有給休暇」はよく利用されています。併せると約3ヶ月近く休めるため、介護休業制度の利用が少ないと推察しています。
- ・過去3年間で介護休業を利用した者は全員復 職しています。

(情報提供、費用補助、階層別研修実施)

- ・制度はよく知ってもらうことが大切であり、 利用につながるので、会社の支援制度や介護 休業中の人事評価、互助会や社会の支援等に ついてまとめたガイドブックを発行し、現在 はイントラネットで更新しています。
- ・「介護は誰にでも起こる可能性がある」、「介護に関する基本的知識」、「困ったときの相談窓口」を全員が知っておくことが重要と考え、社外講師による講演会の実施や、関連情報の提供に注力しています。
- ・介護の両立支援に係る補助や社外での介護や 健康についてのセミナーの参加費用の補助金 も行っています。
- ・管理職向けの研修では、介護を事例としたケーススタディを実施しています。